

市議会

議長に田坂氏、副議長に八木氏

6月2日の臨時市議会
で正副議長の改選が行
われ、第93代議長に田坂
信一氏(松山維新の会)、
第94代副議長に八木健
治氏(公明党)が選任さ
れました。

〈就任に寄せて〉

荣誉ある松山市議会議長、



八木健治
副議長



田坂信一
議長

副議長に就任しました。誠に
身に余る光栄であり、その職
責の重大さに身の引き締まる
思いです。

国政がめまぐるしく変貌を
遂げる中、地域主権の必要性
は国民の大きな期待となつて
高まつており、地域が自主・自
立の気概をもつて歩み出さな
ければならない時代を迎えて
います。

そのような中、本市では
「憧れ誇り日本一のまち」を
目指し、「市民主体のまちづ
くり」に懸命に取り組んでい
るところであり、市議会とし
ても、まちづくりの主役であ
る市民の皆さんの声や思いを
市政に最大限生かせるよう、

より身近な開かれた議会を目
指し全力を傾注してまいりま
すので、今後とも、ご支援、
ご協力くださいますようお願い
申し上げます。

議長・副議長の略歴

【田坂信一氏】昭和61年か
ら市議会議員7期連続当選。
その間、企画総務委員会委
員長、市民福祉委員会委員
長、監査委員、第81代副議
長、都市企業委員会委員長
などを歴任。59歳、団体役
員。現住所は石手白石。

【八木健治氏】平成10年か
ら市議会議員4期連続当選。
その間、市民福祉委員会委
員長、監査委員などを歴任。
現農業委員。60歳、政党役
員。現住所は水尻町。

お問い合わせは、(議)総務
課 ☎948 6678・FAX 921 110
10へ

父子家庭にも児童扶養手当

ひとり親家庭に対する自立支援のため、8月分から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。父子家庭の人で下記の支給要件に該当する人は、子育て支援課に問い合わせの上、申請してください。10月31日までに申請すれば、8～11月分の手当が12月に支給されます。

支給要件は

- 次の①～⑤のいずれかに該当する子どもを監護(監督・保護)し、かつ生計を同じくしている父に支給されます。
- ① 父母が婚姻を解消した子ども
 - ② 母が死亡した子ども
 - ③ 母が一定程度の障害の状態にある子ども
 - ④ 母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤ その他(母が1年以上拘禁されている子どもなど)

早めにお問い合わせを

同じくする直系血族および兄弟姉妹の所得が右表の限度額以上の場合には支給されません。

上養 法の 人数	申請者		扶養義務者	
	収入(万円)	所得(万円)	収入(万円)	所得(万円)
0人	312	192	373	236
1人	365	230	420	274
2人	413	268	468	312
3人	460	306	515	350
4人	508	344	563	388
5人	555	382	610	426

※収入は所得に対する目安です。給与所得者は平成21年分源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」と「扶養親族の数」で確認してください。

手当(月額)は

手当は4・8・12月の年3回支給されます。
■児童1人の場合 9850円
4万1720円(申請者の)

所得制限があります

申請者もしくは扶養義務者(申請者と同居または生計を

消防団表示証4社に交付



表示証を受け取る事業者(左)

消防団活動に協力している事業所に対する「消防団協力事業所表示証」の第4回交付式が5月25日、市保健所・消防合同庁舎で行われました。

同証は消防団活動に積極的に協力している事業所に市が交付するもので、これにより事業所の社会貢献が広く認知され、信頼性の向上につながります。

今回、交付された事業所は、(株)フジ、三浦工業(株)、(株)高須製作所の4社で、勤務中における従業員の消防団活動に対する配慮などが評価されました。

お問い合わせは、(消)総務課 ☎926 9269
229 FAX 926 9144へ

意見募集 市スポーツ振興計画(案) 7/30まで

スポーツ振興によるまちづくりに取り組む本市では「松山市スポーツ振興計画」の策定に当たり、計画案に対する皆さんからの意見を募集します。

役所本館1階、支所、公民館、市ホームページ
【提出方法】意見提出書(住所、氏名(団体は事業所名)、連絡先、意見)を直接または郵送、ファクス、メールで〒790 8571 スポーツ振興課「市民意見公募」係
pubcome-sport@city.matsuyama.ehime.jp
※電話など口頭による意見は受け付けません。必要事項を書いていけば様式は問いません

【内容】市スポーツ振興計画(案)への意見
※賛否のみを示した意見、中傷などは除きます
【対象】市内に在住または通勤、通学する人、もしくは市内に事業所などを有する団体
【募集期間】7月1日(木)～30日(金)(消印有効)
【計画案の公表場所】スポーツ振興課(市役所本館5階)、市民閲覧コーナー(市役所本館1階)、支所、公民館、市ホームページ

お問い合わせは、スポーツ振興課 ☎948 6889・FAX 934 1287へ

国民年金保険料の免除制度

所得の減少や失業などで、経済的に国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付の免除や猶予が受けられます。

未納のまま放置せず申請を

保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢年金や障害基礎年金、遺族基礎年金が受け取れない場合があります。保険料は必ず納めるか、納めるのが困難な場合は免除や猶予の申請をしましょう。

免除・猶予の内容

■免除(全額免除・一部免除) 本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請により保険料の納付が全額免除や一部免除になります。

申請前に相談を

8月1日現在において支給要件に該当する人を対象に、申請の事前相談を行います。

申請前に相談を

8月1日現在において支給要件に該当する人を対象に、申請の事前相談を行います。

経過措置があります

11月30日までに申請すれば8～11月分の手当が支給されます。

所得によって算定されます

■児童2人以上の場合 1人の月額に次の額を加算
▼2人目 5000円、3人目以降 1人につき3000円

お問い合わせは、子育て支援課 ☎948 6845・FAX 934 1814へ

お問い合わせは、子育て支援課 ☎948 6845・FAX 934 1814へ

手続きに必要なもの

年金手帳または本人確認ができるもの
▼印鑑
▼退職(失業)が理由の場合は離職票または雇用保険受給資格者証(公務員であった人は辞令書)
▼代理人申請の場合は委任状と代理人の本人確認ができるもの
※必要書類は異なる場合がありますので、事前にお問い合わせください

退職(失業)者への特例

離職票などを添えて申請すると、本人所得を除外して審査が行われ保険料が免除されます。ただし審査対象者の配偶者・世帯主に一定以上の所得がある場合は、国保・年金課(市役所別館3階)に申請・お問い合わせは、☎948 6352・FAX 934 2631、または松山東年金事務所(朝生田町一丁目) ☎946 2146・FAX 933 1336へ